

ふじみ野市認可地縁団体印鑑条例新旧対照表

改正案	現行
（登録資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、次に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。 （1）（略） （2）地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 （3）～（5）（略） （印鑑の登録） 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、前条の規定による申請があったときは、当該認可地縁団体について、地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項</u>の規定により作成された台帳（以下「認可地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに代表者等の実印に係る印鑑登録原票（前条第2項ただし書に規定する印鑑登録証明書を含む。）の記載事項及び印鑑と照合するなど、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、当該申請が適正であることを確認した上で、当該認可地縁団体印鑑登録原票に認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。 2・3 （略）	（登録資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、次に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。 （1）（略） （2）地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第1項第1号</u>に規定する職務代行者 （3）～（5）（略） （印鑑の登録） 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、前条の規定による申請があったときは、当該認可地縁団体について、地方自治法施行規則<u>第21条第2項</u>の規定により作成された台帳（以下「認可地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに代表者等の実印に係る印鑑登録原票（前条第2項ただし書に規定する印鑑登録証明書を含む。）の記載事項及び印鑑と照合するなど、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、当該申請が適正であることを確認した上で、当該認可地縁団体印鑑登録原票に認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。 2・3 （略）